

**医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等
における消防活動上の留意事項に関する検討会
開催要綱**

(目的)

第1条 医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等において、消防機関が施設等の特徴に応じて適切な消防活動を行うための留意事項等について調査・検討を行うため、「医療機関、研究機関その他の放射性同位元素等取扱施設等における消防活動上の留意事項に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- (1) 国内における放射性同位元素等取扱施設等の現況
- (2) 放射性同位元素等に係る事故における消防活動に関する過去の事例
- (3) 放射性同位元素や放射線発生装置等(国内流通量・施設数が多いもの等)の種類に応じた消防活動上の留意事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によって選出する。
- 3 座長は、検討会を総括する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- 6 検討会の審議の必要に応じて、外部の有識者等に意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室で処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

- 2 検討会には、その委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から実施する。